

# 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免のご案内

日頃より、練馬区の介護保険事業にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免に関する申請書類をお送りいたします。ご申請いただき、当課での審査の結果、減免が承認された場合には、保険料を減免いたします。

## 《 申請方法 》

1 申請先 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 介護保険課資格保険料係

**新型コロナウイルス感染症拡大の防止および混雑緩和のため  
郵送での申請を原則とします。**

同封の返信用封筒に所定の料金の切手を貼って送付してください。

2 対象者の条件

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度中にその属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病(※)を負った方

※1か月以上の治療を有すると認められる場合をいいます。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入(以下「事業収入等」という。)のいずれかの減少が見込まれ、つぎの①および②に該当する方

①令和4年中の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が令和3年中の当該事業収入等の10分の3以上であること。

②減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下であること。

※国や都から支給される各種給付金(持続化給付金等)は事業収入等の計算に含みません。

※減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年中の所得または令和3年中の合計所得金額によっては、減免の対象外となる場合があります。詳細はお問合せください。

3 申請に必要なもの

① 「介護保険 保険料減免申請書」

② 対象者の条件(1)に該当する場合

死亡診断書の写し、医師の診断書の写しまたはその他証明できる書類

対象者の条件(2)に該当する場合

・「主たる生計維持者の収入申告書」

・令和3年中1年間の主たる生計維持者の収入額がわかるものの写し(確定申告書・源泉徴収票等)

※持続化給付金等のコロナ関連給付金がある場合には、内訳が分かる部分を添付してください。

・令和4年中の主たる生計維持者の収入減少がわかるものの写し(廃業届・源泉徴収票・給与明細書等)

4 減免の対象期間

令和4年度分の保険料で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合は年金支払日)が設定されている保険料。(令和4年4月1日以降に納期限が設定されている令和3年度分保険料について減免となる場合があります。詳細は担当までお問合せください。)

## 5 減免金額

対象者の条件（1）に該当する場合…対象期間の保険料の全額免除

対象者の条件（2）に該当する場合…下記の表1で算出した対象保険料額に表2の減免割合を乗じた額

表1

対象保険料額 = $A \times B / C$
A：当該第一号被保険者の保険料額
B：当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C：当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

※BまたはCが0円の場合、対象保険料額は0円とします。また、BまたはCがマイナスの場合は0円とみなします。

表2

第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額または免除の割合
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき	10分の8

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、表1で算出した対象保険料額の全額が免除されます。

## 6 申請期限

令和5年3月31日（金）（必着）

## 7 国民健康保険および後期高齢者医療保険の減免について

加入されている医療保険が国民健康保険または後期高齢者医療保険の方は医療保険についても減免制度がありますので、下記担当までご相談ください。

**国民健康保険** 国民健康保険料減免相談コールセンター 03-5984-1644

**後期高齢者医療保険** 国保年金課後期高齢者保険料係 03-5984-4588

## 8 その他

- 提出書類を審査させていただいた後、減免の承認または不承認を決定し「介護保険料減額承認（不承認）通知書」にてお知らせいたします。
- 「3 申請に必要なもの」について、書類不足・不備があれば審査ができませんので、必ず添付していただきますようお願いいたします。
- お支払方法が特別徴収（年金からの天引き）の方については、減免が承認された場合であっても、すぐに年金からの天引き額を変更（停止）することができません。**
- 減免が承認された場合、翌年度の保険料について特別徴収（年金からの天引き）が一時的に停止する場合があります。
- 減免の結果、納めすぎが発生した場合は、後日差額分の還付通知をお送りいたします。ただし、納期限を超過した未納付分がある場合は、そちらに充当します。

問合せ先

介護保険課 資格保険料係

電話 03-5984-4592（直通）